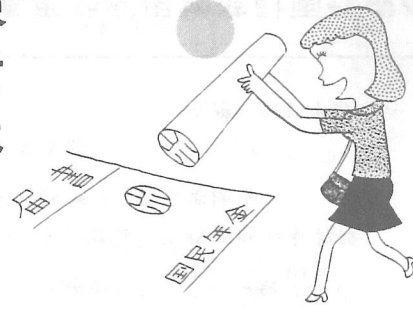


# 任意加入 被保険者

次の人たちは、希望すれば国民年金に加入することができます。第1号被保険者となります。

- (一) 60歳以上65歳未満の自営業者などは、60歳から65歳になるまでの間、任意に加入できることになりました。
- これにより、60歳になっても受給資格期間の25年を満たしていない人でも、不足期間が5年

## ご存知ですか 新年金



### 3号被保険者は 届け出を忘れずに

あなたの加入している国民年金が来年4月から改正され、厚生年金、または、船員保険へ加入している人に扶養されている配偶者は、第3号被保険者となり、国民年金の保険料を直接納めなくとも年金を受けられるようになります。しかし、そのためには、社会保険庁から11月の

初めごろに送られてくる届書に、必要事項を記入し、配偶者の勤務先で確認を受けてから、役場へ届け出なければなりません。注意してください。

また、次の書類を持参すれば、配偶者の勤務先で確認を受けずに届け出ても結構です。

- 配偶者が厚生年金の時  
健康保険証と配偶者の年金手帳が被保険者証
- 配偶者が船員保険の時  
船員保険被保険者証と配偶者の年金手帳が船員保険年金番号証

■ 届け出の必要な人は、現在国民年金に加入しており、次の3つの全ての条件にあてはまる人です

- (1) 配偶者が厚生年金、または、船員保険の加入者であること
  - (2) 配偶者が大正10年4月2日以降生れてあること
  - (3) 配偶者の健康保険の被扶養者であること
- ※右の3つの全てにあてはまる方で、届け出書が送られて来なかった方や、その他わからないことがありましたら、住民課までお問い合わせください。

でも加入ができ、海外生活が長い人でも、年金権を確保できるようになります。

- (二) 在外邦人で20歳以上65歳未満の人
- (三) 学生・専門学校  
の生徒で20歳以上60歳未満の人

- (四) 厚生年金などの老齢  
退職年金受給権者
- これらの人には、納付期間にみあった年金が支給されます。

### 共済組合の 組合員はどうなる

公務員などの、共済組合の組合員と、その組合員に扶養されている配偶者は「適用除外」となっていますが、共済組合についても近く制度改正を行うこととされており、制度が改正されれば組合員は第2号被保険者になる組合員に扶養されている配偶者は、第3号被保険者となる予定です。



### 任意加入被保険者

(第1号被保険者となります)



- ① 60歳以上65歳未満の自営業者等
- ② 外国に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ③ 学生・専門学校の生徒で20歳以上60歳未満の人
- ④ 被用者年金制度の老齢・退職年金受給権者

### 未加入ゼロをめざし 職権加入手続き

今年20歳になる方と、国民年金未加入の方には、アンケートなどで国民年金加入のご案内をしています。加入届や回答のない方で、すでに加入しなければならぬと思われ方には、届出がなくても役場で加入手続きをし、年金手帳を送りますのでご了承ください。加入手続きは届出を原則としますので、アンケート等が届きましたら、早めに届出、回答くださるようお願いいたします。